

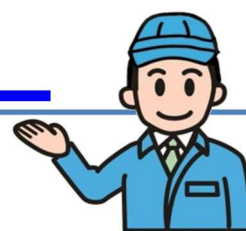
～ 事業所の皆様へ ～

現 状



中心市街地の現状はカラスによる散らかりごみ、未契約者による不法投棄が多発しています。これらを改善して、安全・安心できれいな街づくりにご協力をお願いします。

事業ごみを出すなら



■ 方法 許可業者に処理を委託

熊本市の許可業者に処理を委託（有料）してください。

無許可の業者に委託した場合は5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金または両方が科せられます。

許可業者へ委託
するには...

熊本市一般廃棄物処理業協同組合へ連絡
熊本市 HP の一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿
から選んで連絡

「熊本市一般廃棄物処理業許可業者名簿」で

検索

■ 方法 自分で処理施設に持ち込む

	持ち込み先	処分手数料等	持ち込めるもの
市の施設	東部環境工場 (東区戸島町 2570)	月曜日～土曜日(祝日含む)の午前8時30分～午後4時30分 年末年始を除く ごみ処理手数料 10kg ごとに 150 円	可燃性のごみ 古紙類、シュレッダー処理した紙及び機密文書等は持ち込み不可
	西部環境工場 (西区城山薬師 2-12-1)		
	扇田環境センター (北区貫町 1567)		不燃性のごみ
民間施設		熊本市一般廃棄物処理業協同組合もしくは熊本市 HP の一般廃棄物処分業許可業者名簿から選んで連絡。 注) 業者によっては取り扱いえないものもありますのでご確認をお願いします。	

注意：市の施設は一般廃棄物の処理施設です。産業廃棄物や処理困難物は持ち込み不可です。専門の業者へ処理を依頼してください。

不法投棄の罰則

不法投棄した者は、廃棄物処理法で 1000 万円以下の罰金又は 5 年以下の懲役に処せられます。

禁止事項

～以下の行為は**不法投棄**になります。～



- ・事業ごみを家庭ごみの置場（ごみ ST）に出すこと。
- ・契約をせず、他の事業所のごみ置き場に出すこと。
- ・収集時間を守らずにごみを出すこと。

《事業ごみを出す際の心得》

- ☐ 収集業者と契約。
- ☐ 収集時間を守り、過ぎたら出さない。
- ☐ 場所と品目を守り、収集されない場合は契約業者に速やかに確認する。

ごみを出す前にチェック✓



【お問い合わせ先一覧】

○ 一般廃棄物について

- ・一般廃棄物処理業協同組合（ 096 - 285 - 8882 ）
もしくは市ホームページの「一般廃棄物処理業者名簿」を参照。

- ・東部環境工場（ 096 - 380 - 8211 ）【東区戸島町 2570】
- ・西部環境工場（ 096 - 329 - 0900 ）【西区城山薬師 2-12-1】
- ・扇田環境センター（ 096 - 245 - 2696 ）【北区貢町 1567】

○ 産業廃棄物について

- ・（一社）熊本県産業資源循環協会（ 096 - 213 - 3356 ）

○ その他（事業ごみ、不法投棄情報等に関すること）

熊本市環境局【熊本市中央区手取本町 1 番 1 号】

- ・ごみ減量推進課事業ごみ対策室（ 096 - 328 - 2365 ）
- ・廃棄物計画課（ 096 - 328 - 2359 ）